

## **[事案 2021-77] 就業不能給付金支払請求**

・令和4年1月13日 裁定終了

### **<事案の概要>**

新型コロナウイルス感染により自宅療養したが、就業不能給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

新型コロナウイルスに感染し自宅療養となったため、令和2年5月に契約した就業不能保険にもとづき、短期就業不能給付金を請求したところ、就業不能状態の日数が約款に定める支払事由（14日間）を満たしていないとして支払われなかったが、以下の理由により、給付金を支払ってほしい。

- (1) 新型コロナウイルスの検査結果の出た日に、保険会社のコールセンターに給付条件の確認をした際、担当者の説明が不十分で、誤案内ともとれる説明があった。
- (2) 当該保険会社が、多くの保険会社と算定基準日が違うことに、世間一般的に違和感がある。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 短期就業不能給付金の支払事由は発生していない。
- (2) コールセンターの職員は、正確かつ分かりやすい説明をしており、対応に何ら問題はない。
- (3) 他社の対応は、本件申立を基礎づける理由とはならない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、短期就業不能給付金の支払事由に該当せず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。